

Part 1 : Individuals

Part 1では、連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税が出題される。

Study Unit 1-11 Federal Individual Income Tax (連邦個人所得税)		
SU1	Filing Requirements (申告義務) 1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備) 1-2 Filing Status (申告資格) 1-3 Filing Requirements (申告義務) 1-4 Personal and Dependency Exemptions (人的控除・扶養控除) 1-5 Returns of Dependents (扶養家族の申告) 1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)	p.3
SU2	Gross Income (総所得) 2-1 Gross Income (総所得) 2-2 Interest Income (利子所得) 2-3 Income from Securities (配当所得) 2-4 Royalties and Rental Income (ロイヤルティ所得・不動産賃貸所得)	p.15
SU3	Business Deductions (事業経費の控除) 3-1 Business Expenses (事業経費) 3-2 Entertainment and Meals (交際接待費・飲食費) 3-3 Rental Property Expenses (賃貸不動産に係る経費)	p.25
SU4	Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失) 4-1 Educator Expenses (教育者費用) 4-2 Health Savings Account (医療費貯蓄口座) 4-3 Moving Expenses (適格引越費用) 4-4 Self-Employment Deductions (自営業者の控除) 4-5 Alimony Paid (支払離婚扶助手当) 4-6 Retirement Savings (IRA) Contribution (個人退職年金口座) 4-7 Higher Education Expenses (教育関連控除) 4-8 Other Above the Line Deductions (その他の調整総所得前控除) 4-9 Loss Limitations (損失控除の制限)	p.33
SU5	Itemized Deductions (項目別控除) 5-1 Medical Expenses (医療費) 5-2 Taxes (税金) 5-3 Interest Expenses (支払利息) 5-4 Charitable Contributions (慈善寄付金) 5-5 Casualty Losses (災害損失) 5-6 Itemized Deductions on Separate Returns (夫婦個別申告における項目別控除) 5-7 Miscellaneous Deductions Subject to 2% AGI Limitation (2%制限付き雑控除) 5-8 Miscellaneous Deductions Not Subject to 2% AGI Limitation (その他の雑控除)	p.45
SU6	Tax Credits, Other Taxes, and Payments (税額控除、その他の税、前払税金) 6-1 Tax Credits (税額控除) 6-2 Other Taxes (その他の税) 6-3 Payments (前払税金等)	p.55
SU7	Basis (資産のベース) 7-1 Cost Basis (購入により取得した資産) 7-2 Property Received by Gift (贈与により取得した資産)	p.65

	7-3 Property Received for Services (役務提供の対価として受領した資産) 7-4 Inherited Property (相続により取得した資産) 7-5 Stock Dividends (株式配当)	
SU8	Adjustments to Assets Basis and Capital Gains / Losses (資産のベーススに対する調整とキャピタル・ゲインまたはロス) 8-1 Adjustments to Asset Basis (資産のベーススに対する調整) 8-2 Holding Period (資産の保有期間) 8-3 Capital Gains and Losses (キャピタル・ゲインおよびロス) 8-4 Capital Gains on Sales of Stock (株式の売却によるキャピタル・ゲイン) 8-5 Sections 1202 and 1244 Stock (適格中小企業株式)	p.73
SU9	Business Property, Related Parties, and Installment Sales (事業用資産、関係者間取引、割賦販売) 9-1 Related Party Sales (関係者間取引) 9-2 Business Property (事業用資産) 9-3 Installment Sales (割賦販売)	p.83
SU10	Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引) 10-1 Sale of a Principal Residence (個人の主たる住居の売却) 10-2 Like-Kind Exchanges & Involuntary Conversions (同種資産の交換・強制的転換)	p.91
SU11	Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座) 11-1 IRAs Defined (個人退職年金口座とは) 11-2 Contributions (個人退職年金口座への積立て) 11-3 Penalties (個人退職年金口座に関する罰則金) 11-4 Roth IRAs (ロス個人退職年金口座) 11-5 Coverdell Education Savings Accounts (教育費貯蓄口座)	p.103
Study Unit 12-13 Federal Gift and Estate Tax (連邦贈与税・相続税)		
SU12	Gift Tax (贈与税)	p.113
SU13	Estate Tax (相続税)	p.119

まず、連邦個人所得税に関する問題を演習する。以下は所得税申告書の概要となるが全体像を確認しておこう。EA 試験では納税者の立場ではなく「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

Form 1040 : U.S. Individual Income Tax Return

(連邦個人所得税申告書の概要)

GROSS INCOME	総所得
— Above the Line Deductions	調整総所得前控除
= ADJUSTED GROSS INCOME	調整総所得
— Itemized Deductions or Standard Deduction	① 項目別控除または標準控除のいずれか大
— Personal and Dependency Exemptions	② 人的控除・扶養控除
= TAXABLE INCOME	課税所得
× Tax Rate	適用税率
= INCOME TAX	所得税額
+ Alternative Minimum Tax / SE Tax / Other Taxes	代替ミニマム税・自営業者税その他の税
— Tax Credits / Payments	税額控除・前払税金等
= TAX LIABILITY OR REFUND	申告納税額または還付税額

(注) 各種フォーム(申告書およびその他の調書)は、IRS のホームページにてダウンロードできる。EA 試験は四択問題のみであるため、USCPA 試験のように Form 1040 への入力問題は出題されないが、USCPA 試験では目にすることがなかったフォームの番号等が問題文に含まれていることがある。IRS のホームページにて具体的なフォームを参照するという少しの手間をかけると記憶に残りやすくなるかもしれない。なお、主要なフォームは、当レジュメ「巻末資料：関連フォーム集」に掲載している。

1

FILING REQUIREMENTS

A13問 (43.3%) B13問 (43.3%) C4問 (13.4%)

GLEIM Text p.25

1-1. Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備)

1. B ランク

出題トピック 納税者の過年度の申告書

Answer (D) is correct.

当年度の申告書作成業務を効率的に行うために、納税者から過年度の申告書を入手する。過年度の申告書をレビューすることで、当年度の申告における重要な変更点 (significant changes) を把握することができる。重要な変更点がない場合には、過年度と類似した所得税額となると予想できる。これにより大きな計算ミス (gross mathematical errors) 等を避けられる。

また、納税者の過年度の申告書の正確性 (accuracy of the prior year's return) を確認することで、当年度の申告書を効率よく作成できる。※過年度の申告書において重大な誤りを発見した場合には、納税者に適切な対応 (例：修正申告) を助言しなければならない。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

2. B ランク★

出題トピック 納税者の基本情報

Answer (D) is correct.

納税者から納税者の基本情報を入手する。

- ・ 生年月日 (date of birth) と 年齢 (age)
- ・ 婚姻状況 (marital status)
- ・ 扶養家族 (dependents) の有無
- ・ 国籍 (citizenship)
- ・ 米国滞在状況 (immigration status)

納税者の申告書に含まれる納税者本人・配偶者・扶養家族について、各々の社会保障番号 (Social Security Number : SSN) が必要である。社会保障番号の取得資格がない外国人の場合には、個人納税者識別番号 (Individual Taxpayer Identification Number : ITIN) を申請し申告書に記入しなければならない。ITIN の申請は **Form W-7** (ITIN 申請書) を用いて行う。申告時まで養子とした子供が社会保障番号を得られない場合、養子手続過程の納税者識別番号 (Adoption Taxpayer Identification Number : ATIN) を申請し申告書に記入しなければならない。

また、納税者から所得税申告 (総所得・所得控除・税額控除) に必要な書類を入手する。例えば、**Form W-2** (給与所得の源泉徴収票)、**Form 1099-INT** (利子等の支払調書)、**Form 1099-DIV** (配当等の支払調書) などである。※必要書類リストは、巻末資料：関連フォーム集 (F-3ページ) に掲載している。

選択肢 (A) (B) (C) : すべて納税者から入手すべき情報である。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

1-2. Filing Status (申告資格)

申告資格には5種類あり、課税年度末の時点（暦年課税年度採用の場合 12/31）で法的に結婚しているかどうかで、2つに大別される（※但し、配偶者の死亡年度の特例、みなし独身の特例あり）。

申告資格に応じて、適用される税率表や標準控除額 (standard deduction) 等が異なる。

既婚者	(1) Married Filing Jointly : MFJ / Joint Return (夫婦合算申告)	税率表 Y-1
	(2) Married Filing Separately : MFS / Separate Return (夫婦個別申告)	税率表 Y-2
独身者	(3) Qualifying Widow(er) / Surviving Spouse (適格寡婦 (夫))	税率表 Y-1
	(4) Head of Household : HOH (特定世帯主)	税率表 Z
	(5) Single (単身者)	税率表 X

以下は、2014年度 連邦個人所得税の税率表である。

Tax rate	税率表 Y-1	税率表 Y-2
10%	\$ 0 – \$ 18,150	\$ 0 – \$ 9,075
15%	\$ 18,150 – \$ 73,800	\$ 9,075 – \$ 36,900
25%	\$ 73,800 – \$ 148,850	\$ 36,900 – \$ 74,425
28%	\$ 148,850 – \$ 226,850	\$ 74,425 – \$ 113,425
33%	\$ 226,850 – \$ 405,100	\$ 113,425 – \$ 202,550
35%	\$ 405,100 – \$ 457,600	\$ 202,550 – \$ 228,800
39.6%	\$ 457,600 and over	\$ 228,800 and over

Tax rate	税率表 Z	税率表 X
10%	\$ 0 – \$ 12,950	\$ 0 – \$ 9,075
15%	\$ 12,950 – \$ 49,400	\$ 9,075 – \$ 36,900
25%	\$ 49,400 – \$ 127,550	\$ 36,900 – \$ 89,350
28%	\$ 127,550 – \$ 206,600	\$ 89,350 – \$ 186,350
33%	\$ 206,600 – \$ 405,100	\$ 186,350 – \$ 405,100
35%	\$ 405,100 – \$ 432,200	\$ 405,100 – \$ 406,750
39.6%	\$ 432,200 and over	\$ 406,750 and over

3. B ランク★

出題トピック	特定世帯主（みなし独身）
--------	--------------

Answer (C) is correct.

Head of Household は、以下の要件をすべて満たしている者が用いることができる申告資格。

- ① 納税者は、課税年度末の時点で独身（※「みなし独身」も含む）であり、Qualifying Widow (er) に該当しない。
- ② 納税者は、課税年度の『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。問6の解説も参照のこと。

※「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点で法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり（配偶者から MFJ のための署名をもらえない状況にあり）、その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子（父子）家庭を想定したもので、その他の要件を満たしていれば Head of Household を用いることを認めている。

∴ **選択肢 (C)** が正解となる。

＜参考＞MFJ を用いる場合には、申告書上、夫婦2人の署名が必要である。なお、MFJ を用いた場合、未納税額等に対し夫婦が連帯責任を負う（但し、無責配偶者 (innocent spouse) 規定により連帯責任から救済されることもある）。

4. A ランク★

出題トピック	申告資格の選択
--------	---------

Answer (D) is correct.

課税年度末（暦年課税年度採用の場合、12/31）の時点で法的に結婚している夫婦の場合には、MFJ または MFS のいずれかを選択できる。

本問では、12/31の時点で法的別居 (legally separated) の状態にあり、夫婦のステータスを用いることはできない。扶養家族である子供（親族）がいないため、各自“Single（単身者）”として申告を行う。∴ **選択肢 (D)** が正解。
 選択肢 (A) (B) : 12/31に法的に結婚している夫婦であれば、MFJ または MFS のいずれかを選択可。一般的には、MFJ を選択したほうが有利となる。

選択肢 (C) : 扶養家族である子供（親族）がいないため、HOH には該当しない。

5. A ランク★

出題トピック	特定世帯主（同居の要件）
--------	--------------

Answer (C) is correct.

Head of Household の要件は、課税年度において『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。∴ 1年間ではないため、**選択肢 (C)** が正解となる。

一方 Qualifying Widow (er) の要件は『1年間』扶養家族である『子供』（※継子、養子、孫を含む。但し、里子を除く。）と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。

Qualifying Widow (er)	= Whole Year
-----------------------	--------------

Head of Household	= Half Year
-------------------	-------------

6. C ランク

出題トピック 特定世帯主（同居の要件）

Answer (C) is correct.

Head of Household の要件は課税年度において『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。※ 学校、休暇、入院などによる一時的な別居 (temporary absences) 期間については同居していたとして扱われる。

※ 同居についての特例：扶養家族である子供（継子、養子、孫を含む）とは同居している必要があるが、扶養家族である親とは同居している必要はない。例えば、納税者とは同居しておらず老人ホームにいる親を扶養しているケースも、Head of Household に該当する。

「家計維持費」に含まれるもの (食・住のみ)	含まれないもの (衣・その他)
固定資産税 住宅担保ローンの借入利息 賃借料 水道光熱費 住宅の修繕維持費 住宅の保険料 食費	衣料費 教育費 医療費 生命保険料 交通費 休暇費用 納税者・扶養家族による役務提供の価値

選択肢 (C)：既婚の子供 (married child) の場合には、納税者の扶養家族でなければならない（納税者がその子供の扶養控除をとる）。

∴ 選択肢 (C) のケースでは、納税者の元夫がその子供の扶養控除をとっているため、納税者は Head of Household を用いることはできない。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

一方、未婚の子供 (unmarried child) の場合、適格子供 (“qualifying child”：CARES) の要件を満たしていれば、納税者の扶養家族 (dependent) でなくても構わない。

例：数年前に離婚した母親が12歳の適格子供を養育している。母親は父親から養育費を受領しているためその子供の扶養控除をとる権利を放棄した。元夫（父親）は “Single（単身者）” を用い、その子供を扶養家族 (dependent) として申告書に含め扶養控除をとった。この状況であれば、母親は適格子供との “Head of Household” を選択できる。

7. A ランク

出題トピック 配偶者の死亡年度

Answer (D) is correct.

配偶者の死亡年度は、特例として死亡した配偶者との MFJ を用いることができる。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

8. B ランク

出題トピック 特定世帯主（みなし独身）

Answer (A) is correct.

「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点において、法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり（配偶者から MFJ のためのサインをもらえない状況にあり）、その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

9. A ランク

出題トピック 特定世帯主（同居の要件）

Answer (B) is correct.

扶養家族である親とは同居している必要はない。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

1-3. Filing Requirements (申告義務)

申告義務の原則ルール	注意点
原則として、納税者の総所得 (GI) が標準控除額 (basic standard deduction) と人的控除額 (personal exemption) の合算額以上である場合、申告義務が生じる。	・例外：MFS を選択する場合には、標準控除額および追加標準控除額を含めることができず、人的控除額 (personal exemption) のみで申告義務の有無を判断する。 ・追加標準控除 (additional standard deduction) に該当する納税者 (※MFS を除く) は、「65歳以上の高齢者」が対象となる追加控除額のみ、申告義務の有無を判断する上での計算に含まれる。 ・申告義務の有無を判断する上での計算には、扶養控除額 (dependency exemption) は含まれない。 ※自営業者の場合には、左記の原則ルールとは別に、自営業からの所得（純利益）が\$400以上ある場合申告義務が生じる。 ※扶養家族 (dependent) の場合も、左記の原則ルールとは別に、不労所得を基準とした申告義務の規定がある。

2014 Filing Status	Standard Deduction	Personal Exemption	Total 申告義務	Additional SD
Married Filing Jointly	\$12,400	(2人分) \$7,900	\$20,300	\$1,200
Qualifying Widow(er)	\$12,400	\$3,950	\$16,350	\$1,200
Head of Household	\$9,100	\$3,950	\$13,050	\$1,550
Single	\$6,200	\$3,950	\$10,150	\$1,550
Married Filing Separately	\$6,200	\$3,950	例外：\$3,950	\$1,200

10. C ランク (暗記) ★

出題トピック 申告義務

Answer (D) is correct.

Mr. Todd は Head of Household の要件を満たす。
Head of Household の申告義務 (2014) は
 $\$9,100 + \$3,950 = \$13,050$ 。
∴ 選択肢 (D) が正解となる。

11. C ランク (暗記)

出題トピック 申告義務

Answer (A) is correct.

Single で65歳以上の申告義務 (2014) は
 $\$6,200 + \$3,950 + \$1,550 = \$11,700$ 。
 $GI = \$3,000 \text{ bonus} + \$2,250 \text{ wages} = \$5,250$ 。
∴ Maple 氏には申告義務はない。選択肢 (A) が正解となる。
※社会保障給付 (Social Security benefits) :
低額所得者 (独身者: "Provisional income" が
\$25,000以下の者) の場合、給付額が「全額」
非課税となる。詳細は【SU2】問3の解説を参
照のこと。

12. A ランク

出題トピック 死亡した納税者の申告期限

Answer (C) is correct.

納税者が課税年度の途中で死亡した場合も死亡日までの所得を計算して申告義務があれば申告が必要となり、個人所得税の申告期限のルールは上記と同様である。∴**選択肢 (C)** が正解となる。

13. A ランク

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

個人所得税の申告義務のある納税者は、原則として、課税年度末から4ヶ月目の15日（暦年課税年度採用の場合は**4/15**）までに、申告書を提出しなければならない。申告期限が土日祝日の場合、翌営業日までとなる。

上記原則の申告期限までに、Form 4868 : *Application for Automatic Extension of Time*（延長の申請書）を提出するまたはクレジット・カードで必要な納税を済ませることにより、申告書の提出期限を**6ヶ月延長**することができる。
※ 但し、4/15の時点で米国外に居りなおかつ事業の本拠地が米国外にある米国民及び居住者は、Form 4868を提出することなく、自動的に2ヶ月の延長を受けられる。Form 4868を提出することにより、2カ月+4ヶ月=計6ヶ月の延長を受けられる。

申告書の提出期限の延長を受けた場合であっても、税の納付期限は延長されない。 ゆえに、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」および「延滞利息」が課せられる。但し、4/15までに当年度の納税額の90%を納付し、なおかつ、延長後の申告期限までに完納すれば、上記罰則金は例外的に課されない。

選択肢 (A) : 2カ月ではなく6ヶ月。∴誤り。
選択肢 (B) : 6ヶ月ではなく2カ月。∴誤り。
選択肢 (C) : 税の納付期限は延長されないため、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」と「延滞利息」が課せられる。∴正しい。

選択肢 (D) : 延長は、電子申告 (E-file) をする場合も認められる。∴誤り。

14. B ランク★

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

問13の解説を参照のこと。

選択肢 (A) : 税の納付期限は延長されないため、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」と「延滞利息」が課せられる。∴誤り。

選択肢 (B) : 8ヶ月ではなく、6ヶ月である。∴誤り。

選択肢 (C) : 正しい。

選択肢 (D) : このような規定はない。∴誤り。

15. A ランク

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

申告書の提出期限の延長を受けた場合であっても、税の納付期限は延長されない。

∴**選択肢 (C)** は誤り。

1-4. Personal and Dependency Exemptions (人的控除・扶養控除)**Personal Exemption (人的控除) = 納税者本人と配偶者の控除**

1人当たり一律\$3,950 (2014)。

※納税者は、MFJの場合に、配偶者の exemption を控除可。

但し、MFS でも、その配偶者に GI がなく他の納税者の扶養家族でない場合には控除可。

Dependency Exemption (扶養控除) = 扶養家族の控除

Qualifying Child (適格子供) CAR(E)S+NC	Qualifying Relative (適格親族) SINCRO
①Close Relationship Test 【関係の要件】 納税者の子供（※継子、里子、養子、兄弟姉妹、継兄弟姉妹、孫を含む）であること。 ②Age Limit Test 【年齢の要件】 課税年度末の時点で19歳未満、または24歳未満のフルタイムの学生であること。 ③Residency Requirement 【同居の要件】 半年超の期間、納税者と同居していること。 ※学校・休暇・入院などによる一時的な別居期間については同居していたとして扱う。 ④Eliminate GI Test = 所得制限ナシ。 ⑤Support Test 【扶養の要件】 その子供が自身の生活費の50%超を負担していないこと。※納税者自身が援助している必要はない。 + ⑥Not Joint Return 【夫婦合算申告の要件】 その子供がその配偶者と MFJ していないこと。 ※但し、還付目的の場合には構わない。 ⑦Citizenship Test 【国籍の要件】 その子供が米国民または米国、カナダ、メキシコの居住者であること。	①Support Test 【扶養の要件】 納税者が扶養家族となる者の生活費の50%超を負担していること。※生活費には衣食住および医療費、教育費、交通費等が含まれる。 ②Gross Income Test 【総所得の要件】 扶養家族となる者の GI が\$3,950 (2014) 未満であること。※非課税所得はこの計算には含まれない。 ③Not Joint Return 【夫婦合算申告の要件】 扶養家族となる者がその配偶者と MFJ していないこと。※但し、全額還付目的の場合には構わない。 ④Citizenship Test 【国籍の要件】 扶養家族となる者が米国民または米国、カナダ、メキシコの居住者であること。 ⑤Relationship Test 【関係の要件】 扶養家族となる者が3親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）である、 OR 1年間同居していること。

Phaseout of Exemptions (控除額の逡減)

<高額所得者の特例>2014年度において AGI が下表の金額を超える高額所得者は、人的控除および扶養控除 (personal and dependency exemptions) の控除額が、超過部分\$2,500 (MFS の場合\$1,250) につき2%ずつ減額される。

Filing status	AGI threshold
Married Filing Jointly	\$305,050
Qualifying Widow(er)	\$305,050
Head of Household	\$279,650
Single	\$254,200
Married Filing Separately	\$152,525

16. A ランク

出題トピック 総所得の要件

Answer (D) is correct.

“Qualifying Child” には、総所得の要件（所得制限）は適用されない。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

17. A ランク

出題トピック 総所得の要件

Answer (C) is correct.

2 人の未成年の子供は “Qualifying Child” の要件を満たす。課税年度の半年超の期間、納税者と同居しているかどうかが問題文に与えられていないが、特に反する記述がないため満たしていると考え。

母親については “Qualifying Relative” の要件を満たしているかどうかを判断する。母親の GI は $\$2,500 + \$1,500 + \$1,000 = \$5,000 > \$3,950$ (2014) を超えているため、GI の要件を満たさず、“Qualifying Relative” には該当しない。∴ 納税者本人 + 配偶者 + 子供 2 人 = 合計 4 人。選択肢 (C) が正解となる。

18. B ランク★

出題トピック 総所得の要件

Answer (B) is correct.

“Qualifying Relative” における総所得の要件は、扶養家族となる者の GI は $\$3,950$ (2014) 未満であること。

※非課税所得（例：非課税の奨学金・地方債利息・社会保障給付）はこの計算には含まれない。

※不動産賃貸所得については、経費を差し引く前の賃貸収入をこの計算に含める。自営業者の事業所得についても経費（売上原価を除く）を差し引く前の事業収入をこの計算に含める。

父親の GI = $\$4,000$ gross rent : 賃貸収入 + $\$1,400$ 配当 = $\$5,400$

選択肢 (B) が正解となる。

19. B ランク

出題トピック 関係の要件

Answer (A) is correct.

“Qualifying Relative” における関係の要件は、扶養家族となる者が 3 親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）であるまたは 1 年間同居していること。∴ 3 人とも “Qualifying Relative” となる。選択肢 (A) が正解となる。

20. A ランク

出題トピック 関係の要件

Answer (A) is correct.

“Qualifying Relative” における関係の要件は、扶養家族となる者が 3 親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）であるまたは 1 年間同居していること。

∴ 義理の弟は 3 親等以内の親族であるため、1 年間同居している必要はない。

選択肢 (A) が誤り。

21. A ランク

出題トピック 離婚した場合の子供の扶養控除

Answer (C) is correct.

原則として、当年度により多くの期間養育している親がその子供の扶養控除をとれる。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

22. B ランク

出題トピック 扶養の要件

Answer (C) is correct.

“Qualifying Relative” における扶養の要件は、納税者が扶養家族となる者の生活費の 50% 超を援助していること。

子供の生活費を養育費の支払いで負担している場合に、当年度支払った過年度の未払養育費は生活費 50% 超の計算には含めることができない。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

23. A ランク★

出題トピック 扶養の要件

Answer (D) is correct.

“Qualifying Relative” における扶養の要件は、納税者が扶養家族となる者の生活費の 50% 超を援助していること。

息子が、母親の生活費の 50% 超、つまり母親自身が負担している生活費 $\$2,600$ (= $\$600 + \$1,800 + \$200$) を超える金額を母親に援助している必要がある。

∴ 選択肢 (D) : $\$2,700$ が正解となる。

24. B ランク

出題トピック 扶養の要件（生活費）

Answer (D) is correct.

選択肢 (A) : 違法な関係（例：誘拐した子供）の場合、関係の要件を満たさない。∴正しい。

選択肢 (B) : 死亡した年度においても、満額の exemption が認められる。∴正しい。

選択肢 (C) : 国籍の要件を満たすためには、米国民または米国、カナダ、メキシコの居住者でなければならない。∴正しい。

選択肢 (D) : 扶養の要件における「生活費」の計算には、もちろん非課税所得からの支出も含まれる。∴誤り。

25. B ランク

出題トピック 扶養の要件（生活費）

Answer (C) is correct.

扶養の要件における「生活費」には、衣料費、食費、住居費、医療費、教育費、交通費等が含まれる。

医療費は生活費となるが、医療保険から払戻しを受けた場合その金額は含められない。

∴選択肢 (C) が誤り。

なお、教育費は生活費となるが、奨学金を受領した場合その金額は含められない。

26. A ランク

出題トピック 配偶者控除および関係の要件

Answer (B) is correct.

＜配偶者の exemption＞

納税者は、原則として、MFJ を選択した場合に、配偶者の控除を用いることができる。

但し、MFS であっても、その配偶者に GI がなくその配偶者が他の納税者の扶養家族でないのであれば、その配偶者の控除を用いることが認められている。

＜関係の要件＞

“Qualifying Relative” における関係の要件は、扶養家族となる者が 3 親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）であるまたは 1 年間同居していること。

本問のケースでは、

・配偶者に関し特に反する記述がないため、配偶者の exemption 可。但し、本問で問われているのは扶養家族（dependents）となる者なので、配偶者は含まれない。

・叔父（father's brother）は、3 親等以内の親族なので、同居しているかどうかに関わらず、関係の要件を満たし扶養家族となれる。

・従兄弟姉妹（cousin）は、3 親等以内の親族ではないため、1 年間同居が必要となる。同居していないため、関係の要件を満たさない。

∴選択肢 (B) : 叔父（father's brother）のみが正解となる。

27. C ランク

出題トピック 特定世帯主と扶養家族

Answer (A) is correct.

「みなし独身」規定とは、同居している扶養家族である子供がいる納税者が、課税年度末の時点において、法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり（配偶者から夫婦合算申告のためのサインをもらえない状況にあり）、その配偶者と年度の後半 6 ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子（父子）家庭を想定したもので、以下の要件を満たしていれば、Head of Household を用いることを認めている。

Head of Household の主要な要件は、課税年度において『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3 親等以内の親族）』と同居しており家計維持費の 50% 超を負担していること。※ 学校、休暇、入院などによる一時的な別居（temporary absences）期間については同居していたとして扱われる。

∴選択肢 (A) が正解となる。

選択肢(B) : 扶養家族である親とは同居している必要はないが、叔父は該当しない。

選択肢(C) : 既婚の息子は、Paula 氏の扶養家族ではない。

選択肢(D) : 扶養家族である妹は、3 親等以内の親族ではあるが、『半年』超の要件を満たさない。

1-5. Returns of Dependents (扶養家族の申告)

28. B ランク

出題トピック

親の扶養家族である子供の
不労所得

Answer (D) is correct.

①18歳未満の未成年の子供または ②24歳未満のフルタイムの学生でその勤労所得 (earned income) が自身の生活費の50%を超えていない子供に純不労所得 (net unearned income) がある場合、子供の申告書上純不労所得の部分にはその子供の親の最高税率 (marginal tax rate) が適用されることになる。これは扶養家族を利用した所得分散による節税を規制することを目的にした規定である。なお、子供の勤労所得にはその子供自身の税率が適用される。

純不労所得 (net unearned income : NUI)とは、不労所得から原則\$2,000 (＝\$1,000＋\$1,000)を差し引いた金額をいう。

<補足解説>

親の申告書上で扶養家族となっている上記①②の子供の不労所得および GI が原則\$1,000以上あれば、子供自身で申告が必要となる。

子供自身で申告した場合、

- ・子供などの扶養家族の標準控除額 (standard deduction) は、(1) \$1,000または(2)扶養家族の勤労所得 (earned income) に\$350を加算した金額のいずれか大きい方となる。
- ・子供の申告書上は自身の人的控除 (personal exemption) をとることはできない。

子供の不労所得に対する課税	
2014	
0—\$1,000	申告義務なし
\$1,001—\$2,000	子供本人の税率適用
\$2,001 and over	親の最高税率適用

また、子供の不労所得が配当所得および利子所得のみで\$1,000超\$10,000以下であれば、子供自身が申告しないで、子供の純不労所得を親の所得に合算することを選択可。

選択肢 (A) : any income が誤り。

選択肢 (B) : 年齢に関わらずが誤り。

選択肢 (C) : 純不労所得 (net earned income) なので誤り。

選択肢 (D) : 正しい。

1-6. Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)

米国民および居住外国人

米国民 (citizen) および居住外国人 (resident alien) は、「米国外（外国）源泉所得」を含む“全世界所得”に対し申告義務・納税義務が生じる。当7ページ記載のルールにより申告義務の有無を決定する。税法上の外国人とは米国民以外の者をいうが、次の2つのテストにより、居住・非居住の判定を行う。居住外国人 (resident alien) とは①②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 米国グリーンカードの保持者 (green card test)
- ② 実質的滞在要件 (substantial presence test)
実質的滞在要件に該当する居住外国人とは、一般に、以下の者をいう。
 - ・ 申告年度の米国滞在日数が年間31日以上、なおかつ、
 - ・ 申告年度の米国滞在日数の100%
+ 前年度における米国滞在日数の3分の1
+ 前々年度における米国滞在日数の6分の1を合計した日数が183日以上。

但し、納税者のビザが Teacher, Trainee または Student に該当する場合、実質的滞在要件が免除され（米国滞在日数がゼロとみなされ）非居住外国人となる。※Form 8843の提出が必要である。

非居住外国人

非居住外国人 (nonresident alien) は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。非居住外国人は一般に **Form1040NR : U.S. Nonresident Alien Income Tax Return**（非居住外国人用の所得税申告書）を用いて申告を行うが、原則として項目別控除 (itemized deductions) のみ可などの一定の制限がある。

Form 1040 NR の申告期限は、課税年度末から6ヶ月目の15日（暦年課税年度採用の場合は**6/15**）までとなる。但し、給与所得が源泉徴収の対象となっている非居住外国人の申告期限は暦年課税年度採用の場合原則の4/15までとなるので注意が必要である。

29. B ランク★

出題トピック 非居住外国人の申告

Answer (C) is correct.

非居住外国人は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。

本問における「米国内源泉所得」の計算は、日数で按分する。∴ $\$68,500 \times 132/165$ 日 = $\$54,800$ **選択肢 (C)** が正解となる。

<補足> 所得の源泉地について

米国の内国歳入法 (IRC) では、原則として、次のルールに基づき、所得の源泉地が決定される。以下はその一例となる。

所得の種類	所得の源泉地（原則）
利子	支払者の居住地国
配当	支払者の居住地国
人的役務の提供	役務提供地

※詳細については Sec.861等、また租税条約も参照のこと。

※Part 2 : Businesses においても解説する。

30. B ランク

出題トピック 海外からの留学生

Answer (C) is correct.

留学生 (foreign student) は、通常、非居住外国人となる。

∴非居住外国人は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。

選択肢 (C) が正解となる。

<補足> 非居住外国人が米国内の法人から米国外で遂行する活動のために受領した奨学金は、「米国外（外国）源泉所得」となる。

＜補足＞ 国外金融資産の報告義務

米国民および居住者は、一定の国外金融資産 (foreign financial assets) を有する場合、以下2種類の報告書を提出しなければならない。これらの報告書で申告する資産価値に対しての課税はないが、報告書の提出を怠った場合の罰則金が非常に厳しいことで知られている。

①外国預金残高報告書 (Form 114 : Report of Foreign Bank and Financial Accounts : FBAR)

提出先・方法	下記に該当する者は、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act : BSA) に基づき、FinCEN*に対し、指定の電子申告システムを通じて Form 114を提出しなければならない (※2014年以降は電子申告のみ)。 *FinCEN とは財務省管轄の金融犯罪組織ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network) をいう。
対象者	1 暦年のいずれかの時点において保有する米国外口座の合計残高が \$10,000 を超えていた者。 ※口座保有者ごとの提出要。 ※報告対象口座等の詳細は IRS の HP 下記を参照のこと (2015年3月現在)。 http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Report-of-Foreign-Bank-and-Financial-Accounts-FBAR
提出期限	翌年6月末日。
罰則金	最高\$10,000 (但し、意図的な無申告の場合には別途規定あり)。

②特定外国金融資産報告書 (Form 8938 : Statement of Specified Foreign Financial Assets)

提出先・方法	下記に該当する納税者は、IRS に対し、Form 8938を所得税申告書の一部として提出しなければならない (所得税の申告義務がなければ Form 8938も提出不要)。									
対象者	報告対象となる国外金融資産について、1課税年度中のいずれかの時点における合計残高 (年間最高合計残高) または年度末における合計残高が下表の金額を超えていた者。 ※夫婦合算申告 (MFJ) を選択した場合は下表の金額の2倍となる。 <table><tr><td></td><td>年間最高 合計残高</td><td>年度末 合計残高</td></tr><tr><td>米国民および居住者</td><td>\$75,000</td><td>\$50,000</td></tr><tr><td>国外居住の米国民等</td><td>\$300,000</td><td>\$200,000</td></tr></table> ※報告対象資産等の詳細は Form 8938 Instruction を参照のこと (2015年3月現在)。 http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i8938.pdf		年間最高 合計残高	年度末 合計残高	米国民および居住者	\$75,000	\$50,000	国外居住の米国民等	\$300,000	\$200,000
	年間最高 合計残高	年度末 合計残高								
米国民および居住者	\$75,000	\$50,000								
国外居住の米国民等	\$300,000	\$200,000								
提出期限	所得税の申告期限と同じ。									
罰則金	最高\$50,000。 報告対象資産に関わる “所得” の申告を怠ると、未納税額に対し40%または75%の罰則金が課される。									